2018年5月31日

第101期定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

３．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況の概要

(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

南海電気鉄道株式会社

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。

3 会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、上記体制（内部統制システム）の整備について次のとおり決議しております。

① 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しております。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社及びグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修等を通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めておりますほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行ってまいります。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善をはかってまいります。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「文書規程」等の社内規則に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。また、「情報セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保するための体制を整えております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危機（重大事故及び災害を除く。）の発生を予防するとともに、発生した場合の会社及び役職員並びに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めるほか、重大事故及び災害の発生又は発生のおそれがある場合における対策組織、応急処理等を定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客及び役職員の安全確保と早期復旧をはかり、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めております。

また、「グループ会社管理規程」において、グループ会社の危機情報の把握に努め、「危機管理指針」に準拠して、グループ会社の危機管理を行わなければならない旨を定めております。

鉄道事業におきましては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しております。今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めてまいります。

このほか、当社各部門の所管業務及びグループ会社の事業運営に付随するリスクの管理については、対応部門又は対応会社において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備等を行っております。

④　当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織及び事務分掌並びに各職位に配置された者の責任・権限・義務等が明確に定められております。

また、取締役会が設定する経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要な事項を審議するために、常勤取締役を構成員とする常務会を週１回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めておりますほか、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、執行役員制度を導入しております。

グループ会社の取締役の職務の執行にあたっては、「グループ会社指導方針」に基づき、経営の機動性及び自主性に配慮しつつ、事業規模・特性等を勘案したうえで、組織形態・機関設計の基本方針を定めております。また、財務報告の信頼性確保と業務の効率化を目的として、経理業務のシェアードサービスを導入しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、当社内部監査部門による内部監査（グループ会社監査を含む。）を計画的に実施する体制を整えております。

⑤　当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要としているほか、必要に応じて適宜報告を求めるものとしております。

⑥　その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社役職員をグループ会社の役員又は幹部職員として派遣し、企業集団としての一体的経営及び効果的な統制に努めるとともに、準常勤監査役の配置やグループ会社監査役連絡会を通じて、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化をはかっております。

また、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるほか、グループ会社に対する融資の実行にあたっては、当社審査委員会による厳格な審査手続を設けるなど、グループ全体としての業務の適正をはかっております。

⑦　当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室は、「社則」により、代表取締役その他の業務執行取締役による指揮命令系統からは明確に分離され、その所属員は監査役の指揮命令に服すとともに、その異動及び評価については、常任監査役（常勤）の同意を得ることとしております。

当社取締役及び使用人は、常任監査役に対し常務会その他重要な会議への出席を求め、これらの会議において、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等を報告するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書を回付する体制を整えております。また、監査役の求めに応じ、個別の経営課題に関する意見交換を行うこととしております。

「企業倫理ホットライン制度」の運用にあたっては、「企業倫理ホットライン制度規程」において、すべての役職員は情報提供者に対して不利益・不当な扱いや報復・差別的行為をしてはならない旨を定めているほか、その運用状況について、定期的に常任監査役に報告することとしております。

当社は、監査役会の監査計画等に基づき、通常の監査費用について予算化する一方、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して意見を求めた場合等、予算外で特別に生じた費用を請求したときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、不合理に支出を留保しないものとし

ます。

当社は、内部統制システムを上記決議のとおり運用しており、今後も内部統制システムの適切な整備・運用に努めてまいります。なお、当期において実施いたしました内部統制システムの運用に関する取組みのうち、特記すべき事項は、次のとおりであります。

大規模地震を想定した事業継続計画（BCP）の実効性を検証するため、発災直後の初動訓練及び災害対策組織の情報収集訓練等を実施し、事業の継続及び復旧に向けた課題の抽出と、課題の解消に必要な事前対策の検討を行いました。また、ITの活用を推進する専任組織を新設し、当社グループにおける情報戦略機能及び情報セキュリティ対策機能の強化をはかりました。

（2）会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取

締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が企業価値を確保・向上させるためには、沿線住民を核とする顧客及び地域社会との良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要であり、また、鉄道事業者としての最大の使命である安全輸送を確保することが何よりも重要であります。当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

ア、基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、企業価値向上に向けた取組みといたしまして、2015年度から2017年度にかけて中期経営計画「深展133計画」を推進いたしました。この計画におきましては、量的成長（収益拡大）と質的向上（財務健全性向上）により、これまで築いてきた事業基盤を一層強固なものとするために、次に掲げる３つの基本方針（最重点項目）の下、各事業分野においてさまざまな企業価値の向上策に取り組んでまいりました。

（ア）泉北関連事業の強化

（イ）関空・インバウンド事業の拡大

（ウ）なんばエリアの求心力向上

なお、この計画の最終年度となる2017年度の成果につきましては、本事業報告１の⑴「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

続いて、当社グループは、当社グループの10年後のありたき姿として「南海グループ経営ビジョン2027」を策定するとともに、その実現に向けた第一段階の取組みとして、当初３年間（2018年度～2020年度）を対象期間とする新たな中期経営計画「共創136計画」を策定し、着手いたしました。この中期経営計画におきましては、本事業報告１の⑵「対処すべき課題」に記載のとおり、５つの基本方針を定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。

イ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2016年６月24日開催の第99期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することについてご承認をいただいております。本プランの内容の概要は、次のとおりであります。

（ア）目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

（イ）手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。なお、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容等の検討に必要な情報等を当社に提出することが求められます。当社取締役会は、買収者から情報等が提出された場合、外部専門家からの助言又は意見を得たうえで、買付等の内容等の検討、買収者の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討、買収者との協議・交渉等を行い、買付等の内容に対する意見をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示します。

当社取締役会は、上記の手続に従い検討を行った結果、新株予約権の無償割当てを実施しない旨決定した場合を除き、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。但し、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合には、株主総会を招集せずに、取締役会において新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

上記のほか、当社取締役会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断する場合には、株主総会を開催し、買収者の買付等に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

（ウ）新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付等が本プランに定められた手続に従わないものであったり、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等であって本プランに定める要件に該当する場合には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

（エ）本プランの有効期間及び廃止

本プランの有効期間は、2016年６月24日開催の第99期定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、(ⅰ)当社の株主総会において、本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ⅱ)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

③　上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア、基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②のアの取組み）について

当社の前中期経営計画「深展133計画」並びに「南海グループ経営ビジョン2027」及び新中期経営計画「共創136計画」は、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

したがって、これらの取組みや各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②のイの取組み）について

上記②のイに記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会において株主の皆さまの承認を得て更新されたものであること、株主総会又は取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、発動の是非についても、一定の場合を除き、株主総会において株主の皆さまの意思を確認することとしていること等、株主意思を重視するものであり、また、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、本プランの運用に際して外部専門家の助言

又は意見を取得することとしていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2017年４月１日から2018年３月31日まで)

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	72,983	28,089	69,559	△ 104	170,527
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,400		△ 3,400
親会社株主に帰属する当期純利益			14,719		14,719
土地再評価差額金の取崩			715		715
自己株式の取得				△ 42	△ 42
自己株式の処分		0		1	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		15			15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	15	12,033	△ 41	12,008
当期末残高	72,983	28,105	81,593	△ 146	182,535

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,266	31,752	△ 1,306	38,712	10,048	219,288
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,400
親会社株主に帰属する当期純利益						14,719
土地再評価差額金の取崩						715
自己株式の取得						△ 42
自己株式の処分						1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	371	△ 715	951	608	930	1,538
当期変動額合計	371	△ 715	951	608	930	13,546
当期末残高	8,638	31,037	△ 354	39,320	10,978	232,835

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数　　58社

主要な連結子会社の名称

泉北高速鉄道株式会社、南海バス株式会社、関西空港交通株式会社、徳島バス株式会社、南海フェリー株式会社、南海車両工業株式会社、南海不動産株式会社、南海商事株式会社、株式会社南海国際旅行、住之江興業株式会社、南海ビルサービス株式会社、南海辰村建設株式会社

(2)主要な非連結子会社の名称

ＮＴＩ（ＨＫ）ＣＯ.，ＬＴＤ.、ＮＴＩ（ＵＳＡ）ＩＮＣ.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数　　１社

主要な会社の名称

株式会社新南海ストア

南海リハウス株式会社は株式譲渡により、当連結会計年度より持分法の適用から除外しております。

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

ＮＴＩ（ＨＫ）ＣＯ.，ＬＴＤ.、ＮＴＩ（ＵＳＡ）ＩＮＣ.

（持分法を適用しなかった理由）

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３．会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの　　主として期末前１か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法又は総平均法に基づく原価法

② たな卸資産

たな卸資産のうち、主要なものは販売土地及び建物であり、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

主として定額法・定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　５～60年

機械装置及び運搬具　５～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(4)のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間（５～20年）を合理的に見積り、均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合には一括償却しております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３～11年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	178,322 百万円
土地	142,532 百万円
機械装置及び運搬具	19,342 百万円
その他	6,028 百万円
計	346,224 百万円

担保に係る債務

短期借入金	68 百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)	63,394 百万円
その他	258 百万円
計	63,721 百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　630,879 百万円

３．保証債務

下記の会社の借入金等について債務保証を行っております。

株式会社創生	121 百万円
株式会社サンウッド	84 百万円
昭和住宅株式会社	39 百万円
明和地所株式会社	38 百万円
その他	2 百万円
計	285 百万円

４．固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

127,112 百万円

５．土地の再評価

当社及び一部の連結子会社において、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法、及び同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年３月31日　　当社、連結子会社１社

2001年３月30日　　当社（連結子会社の合併により受け入れた事業用土地）

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

9,705 百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　113,402,446株

（注）2017年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を実施しております。

２．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,700	3	2017年3月31日	2017年6月26日
2017年10月31日 取締役会	普通株式	1,700	3	2017年9月30日	2017年12月5日

（注）2017年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を実施しております。１株当たり配当額については、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2018年６月22日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額　　1,700百万円

１株当たり配当額　　15円

基準日　　2018年３月31日

効力発生日　　2018年６月25日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債発行による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により軽減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の使途は主に運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1)現金及び預金	20,723	20,723	－
(2)受取手形及び売掛金	17,305	17,305	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	108	111	3
②その他有価証券	25,120	25,120	－
(4)支払手形及び買掛金	(20,332)	(20,332)	－
(5)短期借入金	(45,649)	(45,649)	－
(6)コマーシャル・ペーパー	(6,000)	(6,000)	－
(7)社債	(90,000)	(91,396)	(1,396)
(8)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）	(324,252)	(331,487)	(7,235)
(9)デリバティブ取引	－	－	－

（※） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金並びに(6)コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債

当社の発行する社債の時価は、主に市場価格に基づき算定しております。

(8)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注２)非上場株式等（連結貸借対照表計上額3,245百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
333,888	398,150

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額等を基に合理的な調整を行って算出した金額であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　1,957円31銭

１株当たり当期純利益　　129円85銭

（注）2017年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を実施したことに伴い、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益については、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

（その他の注記）

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	72,983	25,179	2,914	28,094	37,237	△ 104	138,210
当期変動額							
剰余金の配当					△ 3,400		△ 3,400
当期純利益					8,088		8,088
土地再評価差額金の取崩					715		715
自己株式の取得						△ 42	△ 42
自己株式の処分			0	0		1	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	―	0	0	5,403	△ 41	5,362
当期末残高	72,983	25,179	2,915	28,094	42,640	△ 146	143,573

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,311	30,803	36,115	174,325
当期変動額				
剰余金の配当				△ 3,400
当期純利益				8,088
土地再評価差額金の取崩				715
自己株式の取得				△ 42
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 122	△ 715	△ 837	△ 837
当期変動額合計	△ 122	△ 715	△ 837	4,524
当期末残高	5,189	30,087	35,277	178,850

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末前１か月の市場価格等の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

２．販売土地及び建物の評価基準及び評価方法　　個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

３．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く。）

鉄道事業	取替資産	取替法
	建物、構築物	定額法
	その他の有形固定資産	定率法
その他の事業	建物、構築物、機械装置	定額法
	その他の有形固定資産	定率法

(2)無形固定資産（リース資産を除く。）　　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

４．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

営業債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)投資評価引当金

市場価格がない株式について実質価額を適正に評価するため、投資先の財政状態等を勘案し、計上を要すると認められる金額を計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5)関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案し、出資金額及び純債権額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6)災害損失引当金

2017年10月に発生した台風21号に伴う災害復旧費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

５．工事負担金等の会計処理

鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

６．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

７．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
鉄道事業固定資産	264,562 百万円
投資有価証券他	959 百万円
担保に係る債務	
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）	51,667 百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　456,921 百万円

３．事業用固定資産

有形固定資産	576,473 百万円
土地	266,470 百万円
建物	145,809 百万円
構築物	144,561 百万円
車両	12,695 百万円
その他	6,936 百万円
無形固定資産	2,213 百万円

４．保証債務

下記の会社の借入金等について債務保証を行っております。

南海辰村建設株式会社	8,517 百万円
その他	313 百万円
計	8,830 百万円

５．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,152 百万円
長期金銭債権	14,951 百万円
短期金銭債務	54,391 百万円
長期金銭債務	742 百万円

６．固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額　115,907 百万円

７．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法、及び同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出しております。

・再評価を行った年月日　2002年３月31日
2001年３月30日（子会社の合併により受け入れた事業用土地）

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　9,705 百万円

（損益計算書に関する注記）

１．営業収益		99,313 百万円
２．営業費		78,943 百万円
	運送営業費及び売上原価	37,996 百万円
	販売費及び一般管理費	14,693 百万円
	諸　　税	6,251 百万円
	減 価 償 却 費	20,002 百万円

３．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営　業　収　益	4,571 百万円
営　　業　　費	11,669 百万円
営業取引以外の取引による取引高	12,690 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	54,974 株

（注）2017年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を実施しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、減損損失、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、分割に伴う土地評価益等であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注３）	科　目	期末残高（注３）
子会社	南海辰村建設株式会社	所有 直接57.7% 間接 5.5%	役員の兼任、建築工事の発注、債務の保証	債務保証 （注１） 保証料の受入れ （注１）	8,517 9	－ －	－ －
子会社	泉北高速鉄道株式会社	所有 直接99.93% 間接 0.06%	高野線との相互直通運転	資金貸借取引 （注２）	12,950	預り金	15,813

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）南海辰村建設株式会社に対する債務保証は、金融機関からの借入金に対して保証したものであり、保証料を受領しております。

（注２）ＣＭＳ（キャッシュマネジメントシステム）預り金であり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,577 円 89 銭
１株当たり当期純利益	71 円 36 銭

（注）2017年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を実施したことに伴い、１株当たり純資産価額及び１株当たり当期純利益については、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

（その他の注記）

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。